

桑名市土地開発公社の解散について

1. 設立、主な役割

桑名市土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、昭和49年8月に設立され、市の公共事業用地の先行取得等を担ってきました。また、市の西部丘陵地の住宅地の販売を旧住宅都市公団から受託し、快適な住環境の提供などにも努めてまいりました。

2. 近年の課題

バブル経済崩壊後の長引く不況やリーマンショックなど予期せぬ後発的な要因により、先行取得した土地の事業化が進まない状況が長く続き、またこの間、土地の価格は下落し続けました。帳簿価格と実勢価格の乖離が大きくなっており、売却処分をするにもその差損を埋める財源の捻出が課題となっていました。

3. 解散の判断

市は「次世代への責任ある財政」の方針の下、国が創設した地方財政法の特例に関する経過措置を活用し、公社を解散させることを判断し、平成26年第1回定例会（26年3月）で公社を解散させる表明を行いました。

4. 保有地の処分方針の検討

保有地の事業化や処分等について、平成26年5月に庁内組織（桑名市土地開発公社保有地検討協議会）を立ち上げ、平成27年1月まで約2年間検討を重ねました。

【桑名市土地開発公社保有地検討協議会】

（協議会の構成）

- ・土地開発公社を解散させる方針により、庁内に保有地検討協議会を設置
- ・保有地検討協議会は、副市長、上下水道管理者、公社保有地の取得依頼課を所管する部長等で構成

（検討の優先順位）

- ①取得した目的通り事業化する土地
- ②取得した目的とは異なる目的で事業化する土地
- ③公社にて売却する土地
- ④三セク債を活用し、市に移管（代物弁済）した後、市において売却等する土地

5. 帳簿価格の推移

平成25年3月31日現在 82億6125万8351円（解散を判断した直前の簿価）

↓

平成28年11月1日現在 ※24億4550万0545円（市が金融機関に代位弁済した額）

※第三セクター等改革推進債の借入 17億円（残りは一般財源）

※公社の解散 平成29年3月下旬予定